

## 伊那市ネーミングライツ取扱基準

平成24年9月28日策定  
平成25年10月16日改正  
令和7年1月7日改正

### 1 趣旨

この取扱基準は、市有施設の命名権（以下、「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るために、対象施設や、募集の方法、応募者の選定等について基本的な考え方をまとめたものです。

### 2 ネーミングライツ導入の目的

ネーミングライツ導入によって、市の自主財源を確保し、安定的な施設の管理・運営を行うとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ります。

また、民間の資源やノウハウ等の活用を通じて、施設等の魅力を高めることにより、利用者の便益の向上を図ります。

### 3 ネーミングライツの概要

ネーミングライツは、市と命名権者（以下、「ネーミングライツスポンサー」という。）との契約によって、市の施設の名称に、企業名、商品名などを冠した新名称（以下、「愛称」という。）を付与する代わりに、スポンサーからその対価を得て、施設の管理・運営に役立っています。

市はネーミングライツ導入後、ホームページや広報印刷物などにおいて、愛称を積極的に使用します。ただし、条例上の施設名称は変更しません。

### 4 導入までの手続き

#### (1) 施設特定型【市が選定した施設について、スポンサーの募集を行う場合】

- ア 導入条件の決定及びスポンサー募集要項の作成（注1）
- イ スポンサー及び愛称の公募
- ウ 応募内容の審査（注1）
- エ スポンサー及び愛称の決定
- オ 契約の締結
- カ 施設の表示等の変更
- キ 愛称の使用開始

#### (2) 提案募集型【法人等からの提案を募集する場合】

- ア 法人等（注2）からの提案の募集
- イ 法人等からの提案の応募
- ウ 応募内容の審査（注1）
- エ スポンサー及び愛称の決定
- オ 契約の締結
- カ 施設の表示等の変更
- キ 愛称の使用開始

（注1） スポンサー募集要項、応募内容については、伊那市広告掲載要綱に定め

る伊那市広告審査委員会において審査を行います。

(注2) 法人等には、住民自治団体など、公共的な活動を営む団体も含まれます。

## 5 対象施設の考え方

原則として、市が所有するすべての施設を対象とします。具体的には、不特定多数の市民が利用し、広告効果が見込まれる施設や、当該施設の設置目的や経緯から、利用者の増加や施設の有効活用が期待される施設とします。

ただし、施設本来の目的が住民の一般的利用に供しない施設や、利用者が特定される施設などのように、ネーミングライツになじまない施設は、対象外とします。

なお、対象外の施設であっても、施設の一部（〇〇ホール、△△会議室など）を対象とする場合があります。

### (1) 対象外として想定される施設の例

ア 公有財産のうち公用財産とされる施設（市庁舎、総合支所、消防施設）

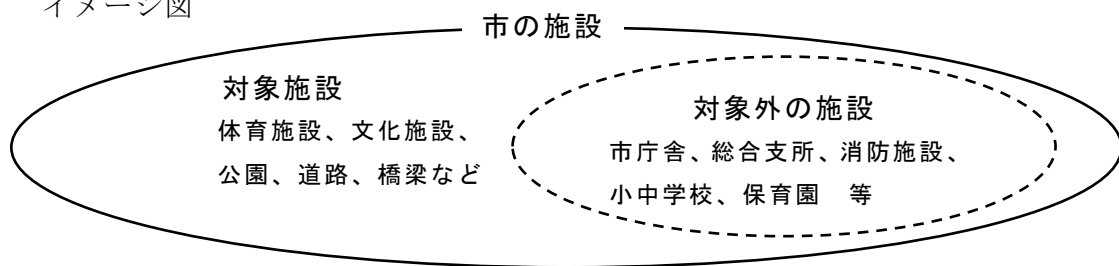
イ 利用者が特定される施設（小中学校、保育園）

ウ 寄附、寄贈品の多い施設

### (2) 管理委託施設について

管理委託施設については、指定管理者等との協議が必要になりますので、対象外となる場合があります。

イメージ図



## 6 ネーミングライツの対価

施設特定型におけるネーミングライツの対価は、命名権料（金銭）によるものとしませんが、提案募集型においては、命名権料（金銭）ばかりでなく、施設で利用可能な製品等の提供や役務（サービス）の提供なども対象とします。

命名権料の算定基準は、施設の利用状況やメディアへの露出状況及び施設の管理、運営に必要な経費等を勘案し、施設ごとに募集の都度、決定します。

なお、提案募集型において提案された内容が、伊那市広告掲載要綱に定めるネーミングライツ以外の広告や市の施策（伊那市うるおいの郷づくりふれあい事業（アダプトシステム）等）に該当すると判断される場合は、提案者と協議の上これらに移行することもあります。

## 7 契約期間

原則3年以上とします。

## 8 スポンサーの募集

### (1) 募集の実施

ア スポンサーの募集は、原則として公募により行うこととします。

イ 募集に際し必要な事項については、別途募集要項等を作成します。

ウ 市のホームページや広報誌等への募集要項の掲載、報道機関への資料提供など、多用な媒体を活用して幅広く周知します。

(2) 応募資格

伊那市広告掲載要綱に定めるとおりとします。

9 愛称の付与の範囲

(1) 施設などの名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用します。市民に親しまれ、かつ施設の設置目的にふさわしい愛称を付与することとします。

(2) 施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行わないものとします。

(3) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。

(4) 愛称が定着するまで（概ね1年）、条例上の名称を併記することがあります。

10 名称変更に伴う費用負担

既存のパンフレット、封筒等の印刷物、ホームページの表示変更に係る費用については、市が負担します。これ以外の変更（施設看板、道路標識等）を希望する場合は、スポンサーの負担とします。

また、施設看板や道路標識などの表示変更は、関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うものとし、新規の看板等については、設置の可否も含めて協議します。

なお、契約の解除及び契約期間終了後における原状回復に必要な費用（施設看板や道路標識などの表示変更）は、スポンサーの負担とします。

11 スポンサーの選定方法

ネーミングライツ選定基準に基づき、伊那市広告審査委員会へ市のスポンサーとしてふさわしいかどうか審査を依頼します。審査は募集要項で定めた提出書類のほか、独自の調査によって得た情報を含めた総合的な判断によりスポンサーを決定します。

なお、応募者が1者のみの場合も、これに準じて審査するものとします。

ネーミングライツ選定基準【施設特定型】

審査区分	審査項目
応募者の状況	経営の安定性
	社会貢献実績
	応募の趣旨
愛称等	親しみやすさ、分かりやすさ
	施設の設置目的・経緯等を損なわないか
	施設の管理運営に支障をきたさないか
応募条件	応募金額の妥当性
	期間の妥当性

## ネーミングライツ選定基準【提案募集型】

審査区分	審査項目
応募者の状況	経営の安定性・法令等遵守
	社会貢献実績
	応募の趣旨
愛称等	親しみやすさ、分かりやすさ
	施設の設置目的・経緯等を損なわないか
	施設の管理運営に支障をきたさないか
応募条件	提案内容
	応募金額等の妥当性
	期間の妥当性
	施設の魅力向上、地域活性化につながる提案

※応募者が住民自治団体等の任意団体であった場合は、審査書類として代表者の定めのある総会資料及び団体規約、決算報告書が必要になります。

### 1.2 契約の締結

スポンサー決定後、市とスポンサーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。契約を締結したスポンサーは、次回の契約の際に優先的に交渉することができます。

### 1.3 命名権料の使途

安定的な施設の管理・運営と市民サービス向上に必要な財源（維持費、管理費等）とします。

### 1.4 契約の解除

契約当事者の事情、瑕疵、信用失墜行為等により、当該施設の愛称の維持が困難となる場合、市は契約を解除できることとします。この場合、原状回復に必要な費用は、スポンサーの負担とします。

### 1.5 情報公開

伊那市広告審査委員会で審査された結果は、可能な限り情報公開を行います。